

佐久市保健福祉審議会児童福祉部会 次第

日時：令和元年11月12日（火）
午後2時30分～
場所：佐久市役所 議会棟第2委員会室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 自 己 紹 介

4 児童福祉部会の組織等について

5 部会長の選出

6 部会長職務代理の指名

7 福祉部長あいさつ

8 審 議 事 項

（1）第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画骨子案について

9 報 告 事 項

（1）小規模保育事業所の整備について

10 閉 会

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

改正

平成22年3月29日条例第3号

佐久市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

(1) 児童福祉部会

(2) 障害者福祉部会

(3) 高齢者福祉部会

(4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができます。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができます。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

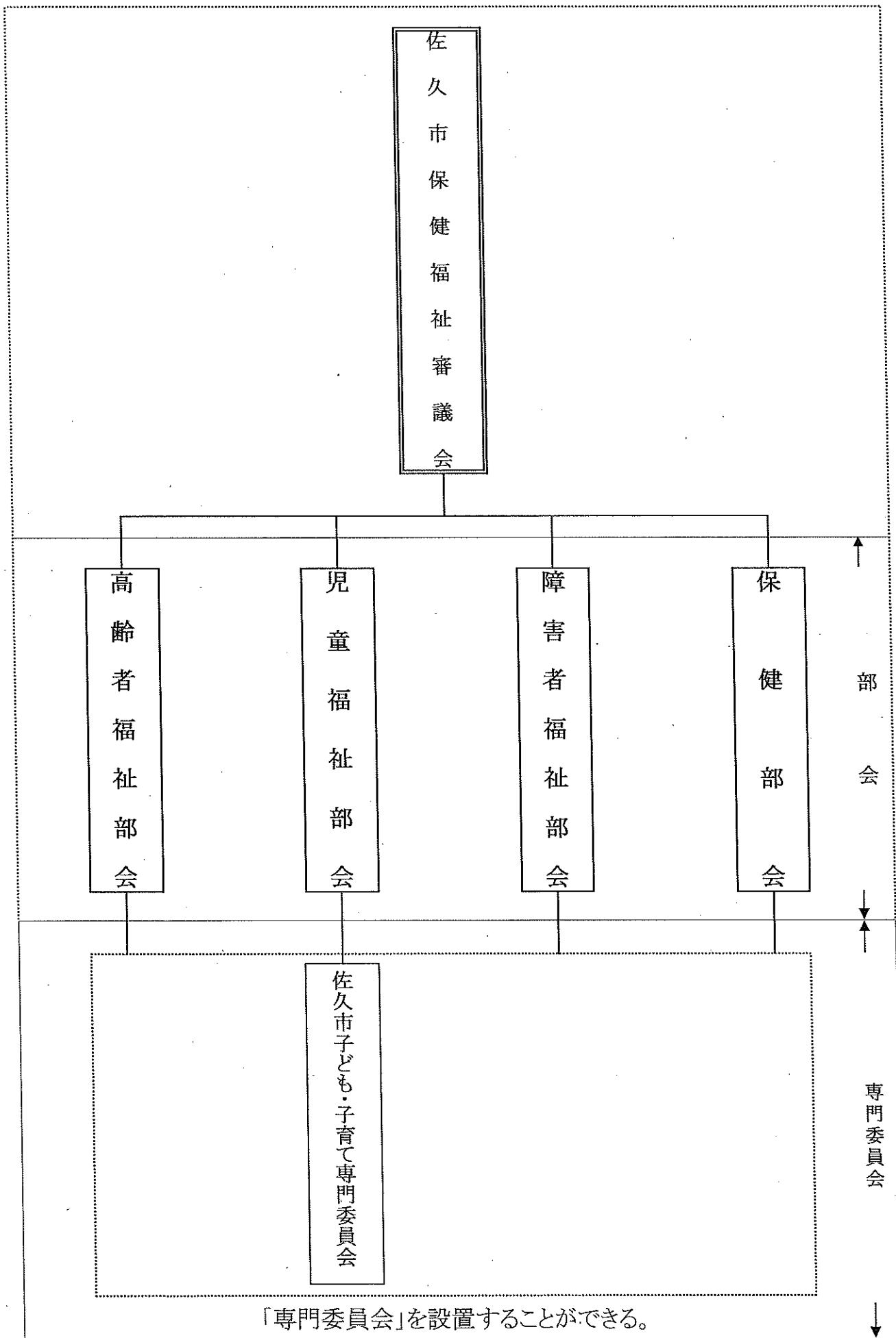
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



○佐久市子ども・子育て専門委員会要領

平成25年10月21日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する、子ども・子育てに関する事項について審議するため、佐久市保健福祉審議会条例（平成17年7月1日佐久市条例第245号。以下「条例」という。）第8条の規定の基づき、児童福祉部会に、佐久市子ども・子育て専門委員会（以下「子ども・子育て専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て専門委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て専門委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、児童福祉部会の委員、及び第2条に規定する事務をするために必要と認められる者を、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、児童福祉部会委員の任期とする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て専門委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 子ども・子育て専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て専門委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、子ども・子育て専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計から見る佐久市の状況
- 2 ニーズ調査結果から見る子育ての現状
- 3 子ども・子育てに係る課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

- 1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上
- 2 多様な子育て支援サービス
- 3 子どもと子育て家庭の健康づくり
- 4 仕事と子育ての両立支援
- 5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

第5章 教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

- 1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容
- 2 量の見込みと確保の方策

第6章 子どもの貧困対策計画

第7章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理
- 2 計画の推進体制

資料編

第1章 計画策定に当たつて

1 計画策定の背景と趣旨

私たちを取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行によって、経済や市場の規模の縮小や経済成長率の低下、現役世代の社会保障負担の増加、地域・社会の担い手の減少などが起り、我が国の社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、子どもや子育て世代を取り巻く環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、絶えず変化しておいて、児童虐待、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、様々な問題が顕在化してきました。さらに、こうした問題とともに、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっていて、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

それらを受け、国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取組を進めてきました。そして、平成24年の「子ども・子育て関連3法」の制定に基づき、平成27年に本格的に開始した「子ども・子育て支援新制度」では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上等を推進し、量・質の両面から子育てを社会全体で支援することを目指して推進してきました。

全国的に少子化が進んでいく中、平成29年には「子育て安心プラン」を公表し、待機児童の解消や、令和3年度末における女性の就業率80%にも対応するための保育の受け皿を整備することとしています。

また、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」を策定する等、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策が加速化していて、社会全体が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

本市でも、平成27年に「佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

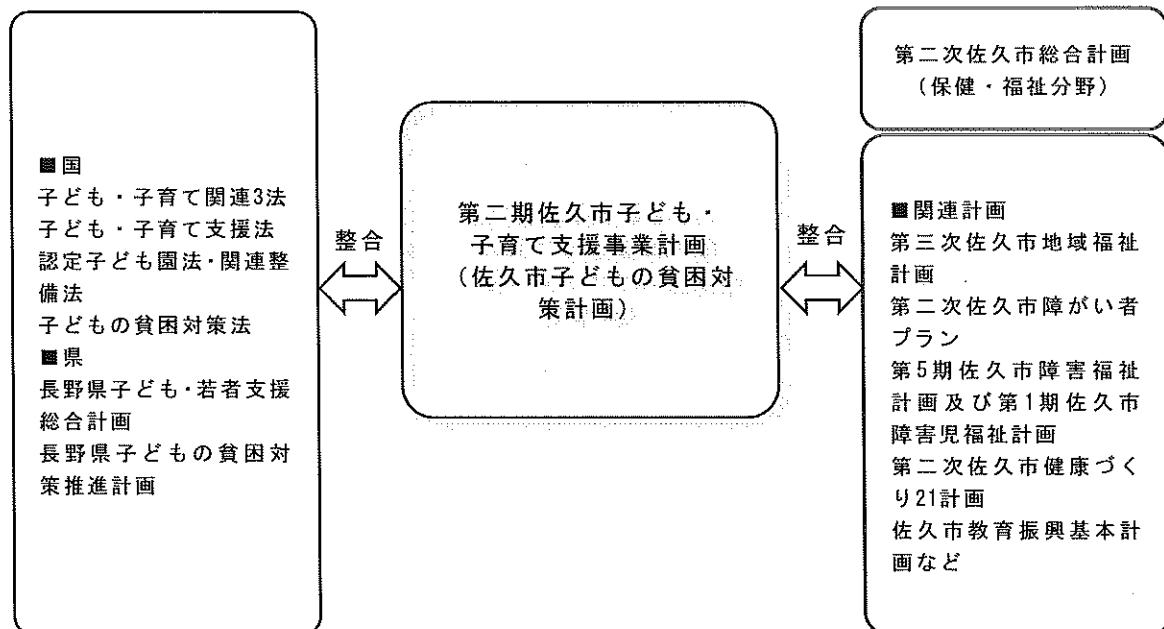
現行の計画が令和元年度末に終了することから、本市の子育て支援のための施策・事業の評価を実施するとともに、第一期計画における成果の検証・課題の抽出を行い、令和2年度から令和6年度までの5年間を一期とする「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第二期計画では、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援により、自然に恵まれた佐久の風土を生かし、第一期の理念を継承し、「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」の実現を目指します。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「第二次佐久市総合計画」における保健・福祉分野の、少子化対策・母子保健の中核をなす計画として位置付けられます。

また、本市における「母子保健計画」を兼ねる計画であるとともに、「第三次佐久市地域福祉計画」、「佐久市教育振興基本計画」、「第二次佐久市障がい者プラン」、「第二次佐久市健康づくり21計画」等、関連する諸計画と整合を図り策定するものです。



※本計画は、佐久市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)を継承した計画となっています

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合、実態が本計画と乖離している場合には、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計から見る佐久市の状況

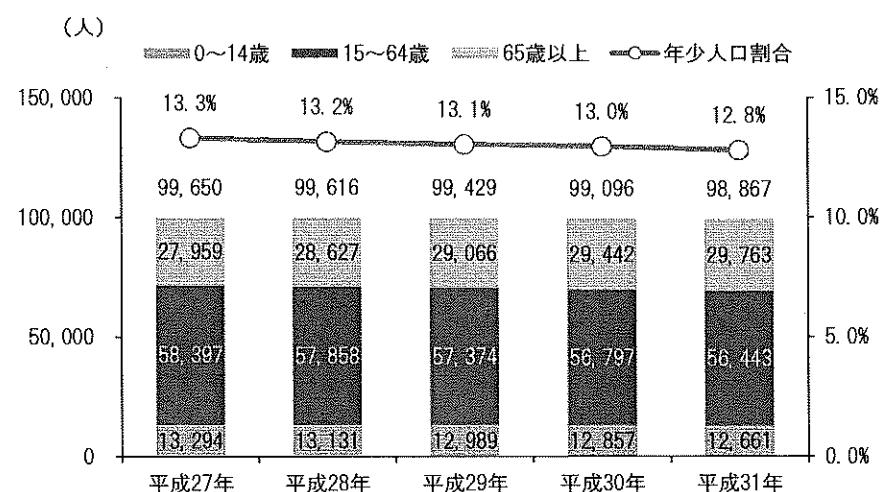
(1) 人口の状況

本市の総人口の推移を見ると、平成27年以降は緩やかな減少傾向にあります。平成27年では99,650人でしたが、平成31年では98,867人と783人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳以上は増加傾向にある一方、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあります。いずれも緩やかに増減しています。

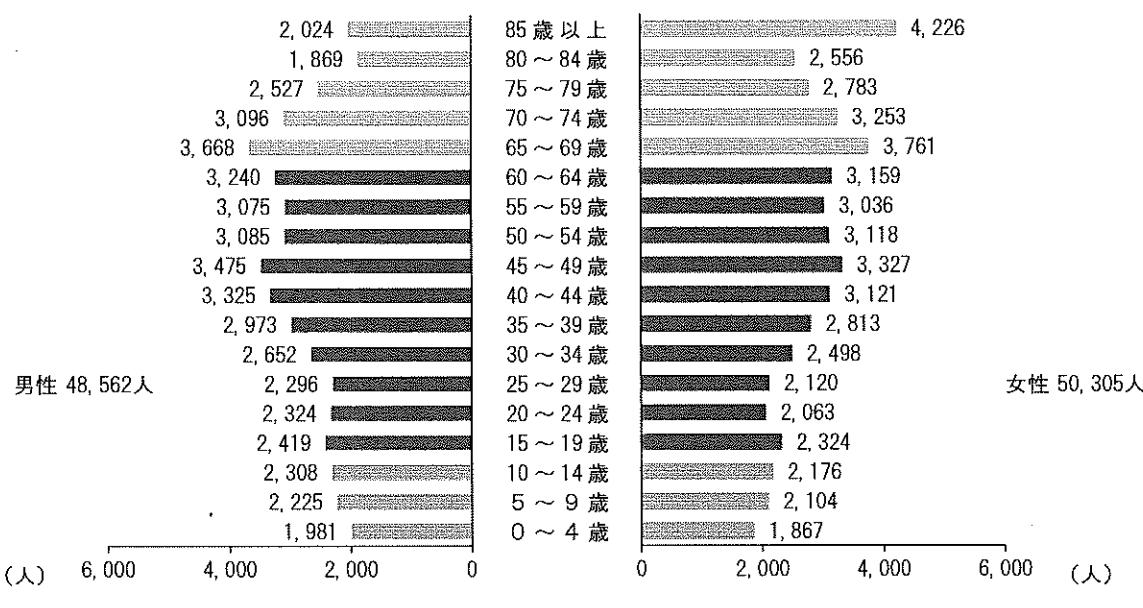
平成31年4月1日現在の人口は、男性が48,562人、女性が50,305人と、女性がやや多くなっています。5歳階級別の人口を見ると、男性では65～69歳（3,668人）が最も多い、女性では85歳以上（4,226人）が最も多いとなっています。

<本市における総人口並びに年齢3区分別及び年少人口割合の推移>



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）>



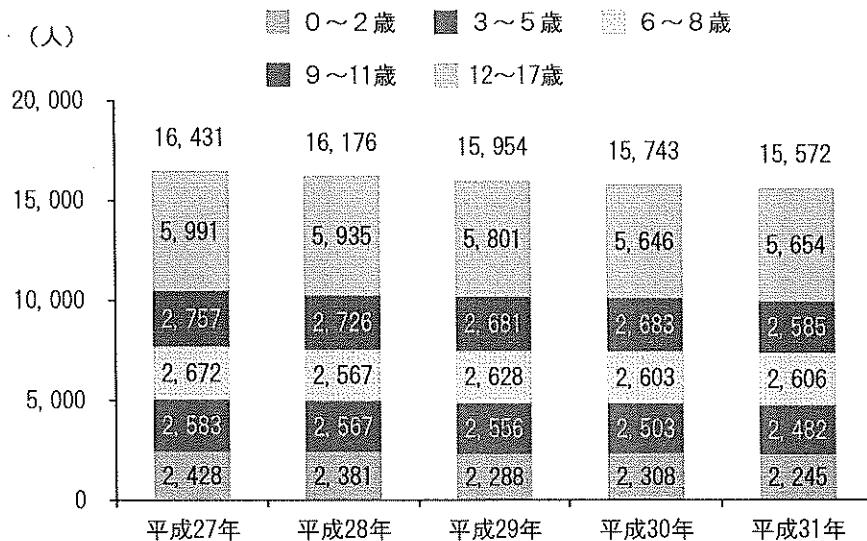
出典：住民基本台帳

(2) 子どもの状況

児童数の推移を見ると、平成27年以降は緩やかな減少傾向にあり、平成27年には16,431人、平成31年には15,572人となっています。

年齢別に見ると、いずれの年齢区分においても減少傾向にあります。

<18歳未満人口の推移>



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<18歳未満人口の推移>

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	773	742	717	769	686
1歳	830	782	797	741	800
2歳	825	857	774	798	759
3歳	839	824	884	786	815
4歳	907	840	833	883	788
5歳	837	903	839	834	879
6歳	863	834	921	833	836
7歳	872	868	836	929	851
8歳	937	865	871	841	919
9歳	869	930	868	869	844
10歳	920	870	938	868	870
11歳	968	926	875	946	871
合計	10,440	10,241	10,153	10,097	9,918

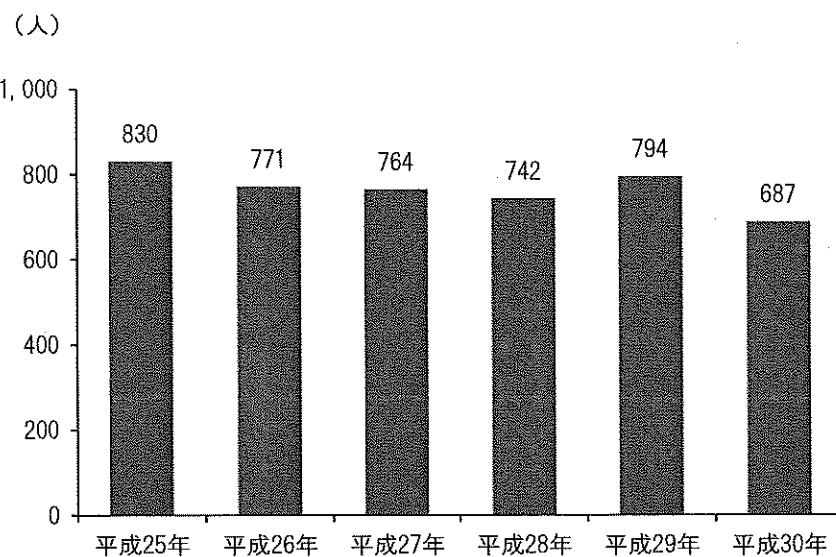
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生数・出生率の状況

出生数の推移を見ると、平成26～29年は年間700人台で推移していましたが、平成30年は700人台を切りました。

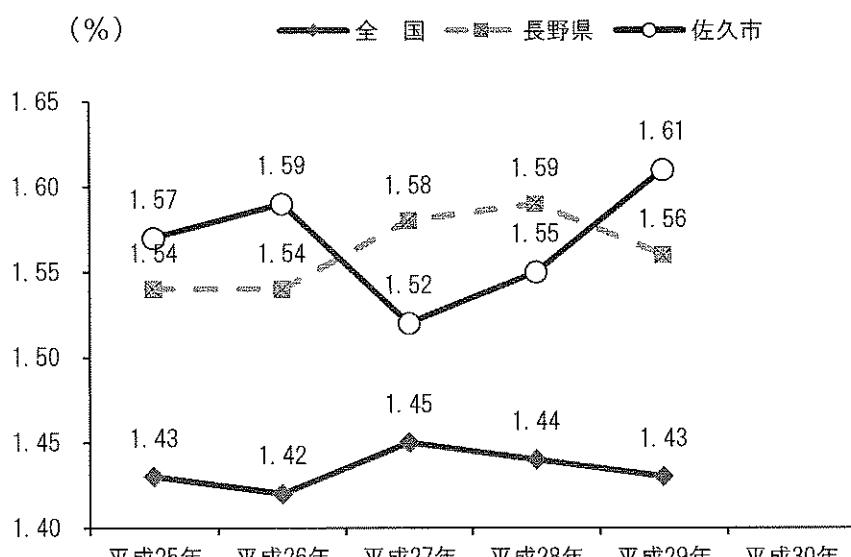
合計特殊出生率の推移を見ると、平成27年以降は増加傾向にあり、平成29年には1.61となっており、全国平均を上回って推移しています。

<出生数の推移>



出典：住民基本台帳（日本人のみ）

<合計特殊出生率の推移>

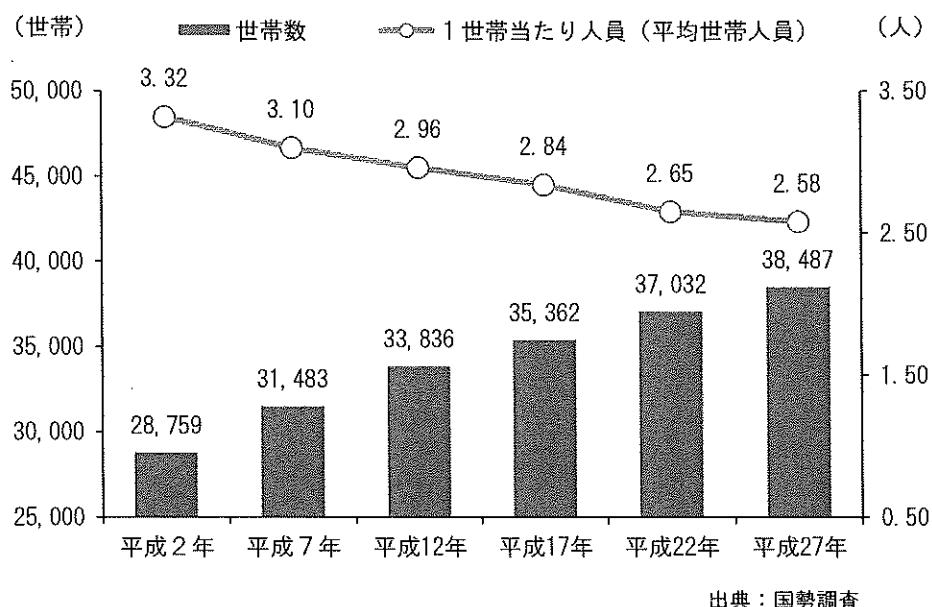


出典：人口動態統計

(4) 世帯の状況

世帯数の推移を見ると、平成2年以降は増加傾向にあり、平成27年には38,487世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成27年には2.58人となっています。

＜世帯数と平均世帯人員の推移＞

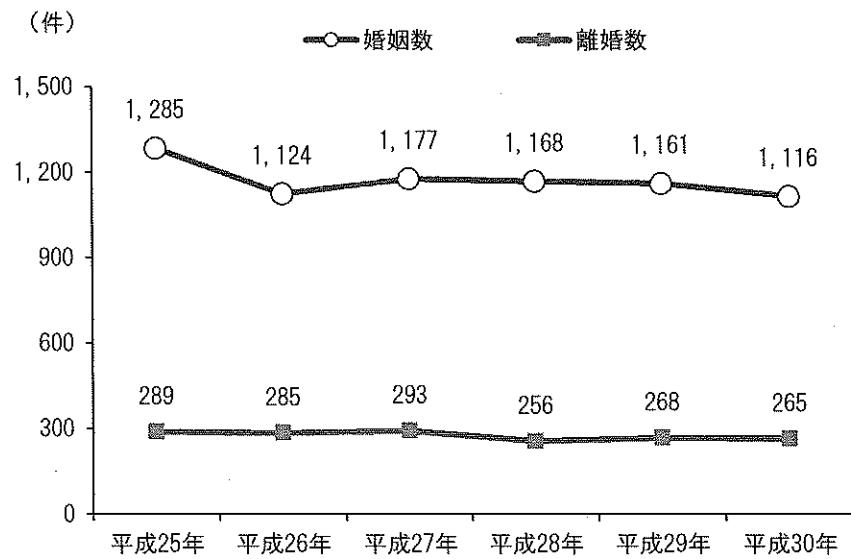


出典：国勢調査

(5) 婚姻数・離婚数の状況

婚姻数の推移を見ると、平成25年以降は緩やかな減少傾向にあります。離婚数の推移も同様に、緩やかな減少傾向にあります。

＜婚姻数と離婚数の推移＞



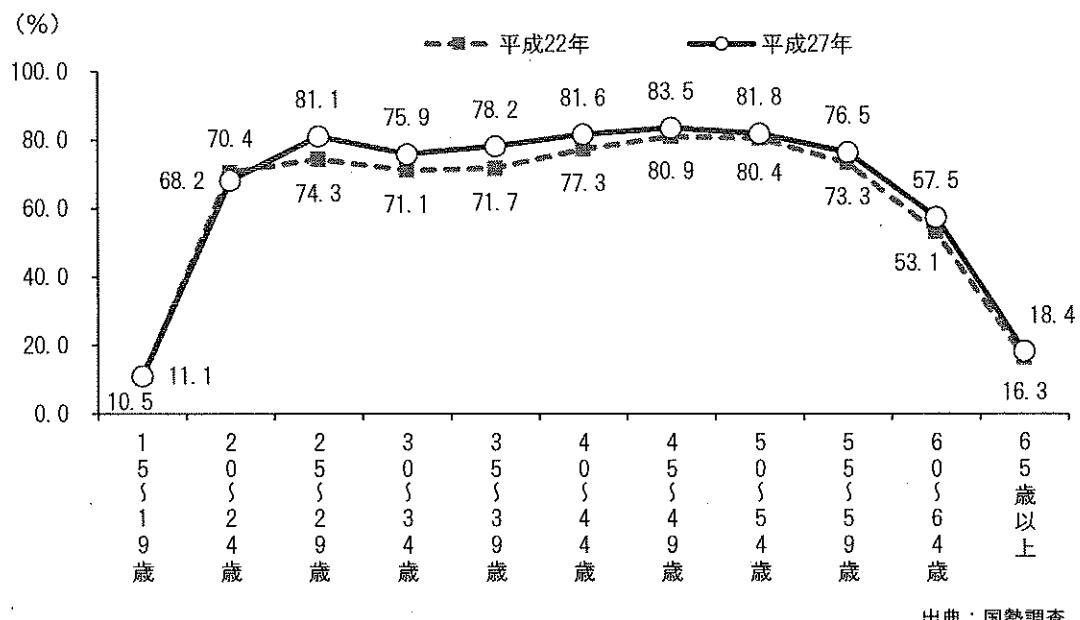
出典：市民課

(6) 女性の就業率の状況

女性の労働力率を平成22年と平成27年で比較すると、20～24歳を除いて平成27年の割合が高くなっています。特に、25～44歳の間で差が大きくなっています。

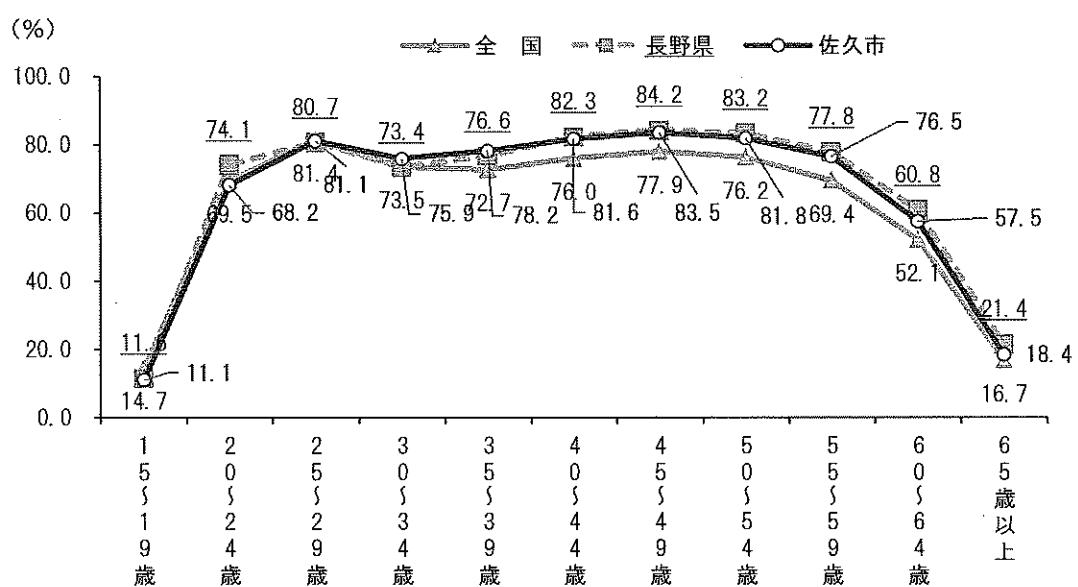
国・長野県と比較すると、30～39歳では国・長野県よりも割合が高くなっています。

<女性の就業率の推移>



出典：国勢調査

<国・長野県・佐久市の女性の就業率の推移>



出典：国勢調査(平成27年)

(7) 教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の整備状況

市全体では、公立・私立保育所が併せて24施設、私立幼稚園が6施設となっています。公立・私立保育所及び私立幼稚園の入所児童数と定員の推移を見ると、待機児童がいない状態が続いています。

<教育・保育施設の整備状況>

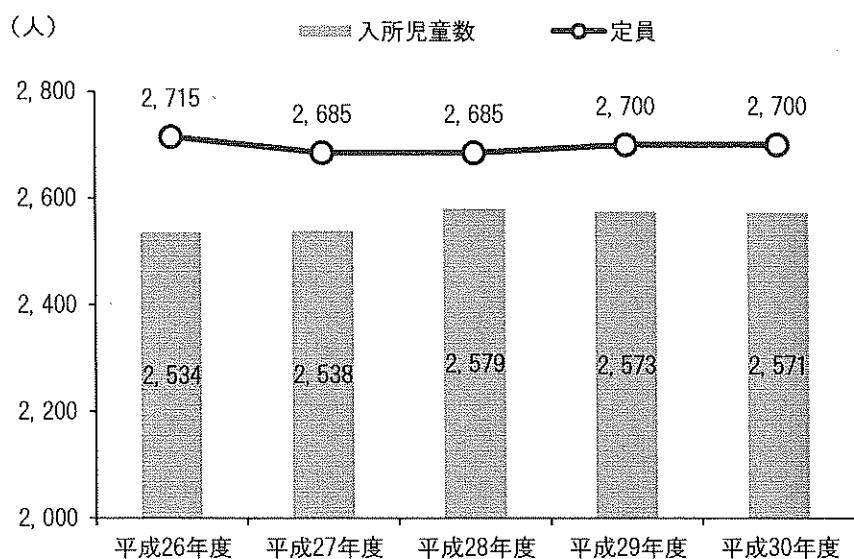
単位：箇所、人

種別	施設数	定員	入園児童数
私立幼稚園	6	1,140	706
公立保育所	15	2,700	2,571
私立保育所	9		
認定こども園	0		

出典：子育て支援課

※幼稚園は平成30年5月1日現在、保育所は平成30年度末日現在

<佐久市全体の入所児童数と定員の推移>



出典：子育て支援課

(8) 子どもの居場所の現状

児童館利用者数の推移を見ると、平成27年度に19館となってからは年間の利用者数が30万人を突破し、平成28年度以降は全館1日平均利用者数が1,000人台となっています。

<児童館利用者数の推移>

単位：人

	平成 26 年度 (18 館)	平成 27 年度 (19 館)	平成 28 年度 (19 館)	平成 29 年度 (19 館)	平成 30 年度 (19 館)
小学生	277, 110	288, 516	299, 784	314, 224	318, 558
就学前児童	8, 647	8, 760	9, 258	7, 679	6, 859
保護者	8, 329	7, 057	7, 527	6, 126	5, 369
合計	294, 086	304, 333	316, 569	328, 029	330, 786
全館1日平均利用者数	947	981	1, 028	1, 024	1, 025

出典：子育て支援課

(9) 子育て相談の状況

家庭児童相談室での延べ件数の推移では、全ての年度において「性格行動」「障がい」に関する相談が多い状況です。

また、相談件数は、平成29年度から増加しています。

<家庭児童相談室の相談延べ件数の推移>

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護に関すること (児童虐待・環境的問題)	24	18	7	17	2
保健・健康に関すること	11	15	8	15	4
障がいに関すること	100	104	111	141	82
非行に関すること	0	0	0	0	0
性格行動に関すること	185	168	153	118	211
不登校(園)に関すること	9	8	8	29	41
適性に関すること (学業不振・進学・職業)	0	0	0	3	0
育児・しつけに関すること	4	0	1	14	42
その他	28	18	12	2	26
合計	361	331	300	339	408

出典：子育て支援課

特に、平成27年11月から開始した、子育てなんでも相談室（利用者支援事業）での相談件数は年々増加しています。相談内容を見ると「子どもの発達等」に関する相談が特に多い状況です。

＜子育てなんでも相談室（利用者支援事業）の相談延べ件数の推移＞

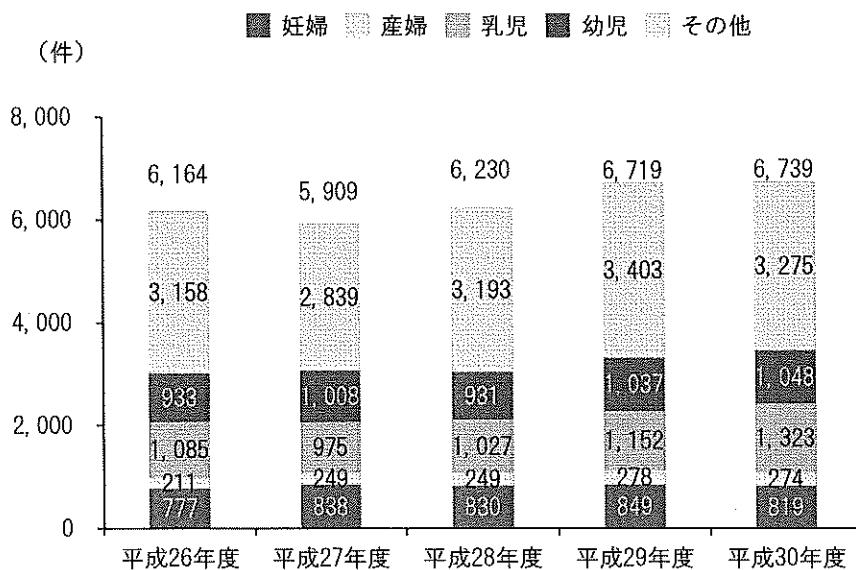
単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子どもの発達等	22	66	81	100
家庭内の不安、心配	2	26	38	50
地域、利用の場所	1	3	4	6
幼稚園、保育園、学校	7	13	6	12
情報提供	1	23	15	17
その他	0	9	7	7
合計	33	140	151	192

出典：子育て支援課

母子保健相談の延べ相談者数の推移を見ると、平成27年度以降は増加傾向にあり、特に「乳児」に関する相談件数が増加しています。

＜母子保健相談の延べ相談者数の推移＞



出典：健康づくり推進課

(10) 経済的支援の状況

子ども医療費助成件数及び助成対象の推移を見ると、平成29年度以降は入院・外来ともに助成対象が18歳に達する年度末まで拡大したこともあり、平成30年度の延べ助成件数は16万件近くになっています。

＜子ども医療費助成件数及び助成対象の推移＞

単位：人

	子ども医療費 延べ助成件数 (件)	市助成対象（所得制限なし）	
		入院	外来
平成 26 年度	141, 269	中学校修了まで	中学校修了まで
平成 27 年度	142, 844	中学校修了まで	中学校修了まで
平成 28 年度	146, 349	中学校修了まで	中学校修了まで
平成 29 年度	141, 087	18 歳に達する年度末まで	18 歳に達する年度末まで
平成 30 年度	158, 744	18 歳に達する年度末まで	18 歳に達する年度末まで

出典：国保医療課

(11) 母子保健の状況

妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業訪問率の推移を見ると、妊婦一般健康診査では受診率はほぼ100%、乳児家庭全戸訪問事業でも訪問率はほぼ100%で推移しています。

＜妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業訪問率の推移＞

年度	妊婦一般健康診査				乳児家庭全戸訪問事業	
	妊娠届出者数 (人)	初回受診票 (初回血液検 査) 利用者数	妊婦一般 健康診査 回数(件)	受診率 (%)	訪問件数 (件)	訪問率 (%)
平成 26 年度	751	738	15, 343	98. 3	766	97. 9
平成 27 年度	788	774	15, 961	98. 2	765	98. 1
平成 28 年度	769	752	15, 402	97. 7	753	98. 2
平成 29 年度	769	759	16, 207	98. 7	764	99. 1
平成 30 年度	747	742	14, 747	99. 3	726	98. 1

出典：健康づくり推進課

- ※ 妊娠届出者数は転入者を除いた数値です。
- ※ 妊婦一般健康診査受診率は初回受診票(初回血液検査)利用者数/受診票交付数(転入者除く)から算出。
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業訪問率は、訪問件数/訪問対象件数から算出。

(12) 児童虐待の状況

児童虐待受理件数の推移を見ると、平成28年度以降は子育て支援課での受理件数及び佐久児童相談所での受理件数ともに減少傾向にあります。

また、佐久児童相談所相談受付件数（佐久市分）の推移を見ると、直近5年間では平成28年度が最も多くの相談を受け付けています。内訳としては養護相談についての件数が最多となっています。

<児童虐待受理件数の推移>

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援課	18	26	71	61	37
佐久児童相談所（佐久市分）	92	107	138	90	89

出典：子育て支援課

<佐久児童相談所相談受付件数（佐久市分）の推移>

相談内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	134	167	194	148	149
障がい相談	77	86	68	58	65
非行相談	6	3	12	9	8
育成相談	18	22	12	13	12
その他	15	11	8	7	4
合 計	250	289	294	235	238

出典：佐久児童相談所

(13) ひとり親家庭等の自立支援の状況

児童扶養手当受給者の推移を見ると、平成28年度以降は減少傾向にあります。

<児童扶養手当受給者の推移>

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当年度末受給者数	1,031	1,041	1,072	963	934

出典：子育て支援課

(14) 障がい児支援の状況

佐久市療育支援センター利用実績の推移を見ると、平成28年度以降は登録児数・年間延べ利用児数ともに減少傾向にあります。

一方、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者数の推移を見ると、平成26年度以降、特別児童扶養手当・障害児福祉手当のいずれも増加傾向にあります。

＜佐久市療育支援センター利用実績の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児数	97	103	110	82	61
年間延べ利用児数	1,599	1,574	1,375	1,161	1,040

出典：福祉課

＜特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者数の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別児童扶養手当	282	294	296	322	350
障害児福祉手当	39	40	37	42	45

出典：福祉課

2 ニーズ調査結果から見る子育ての現状

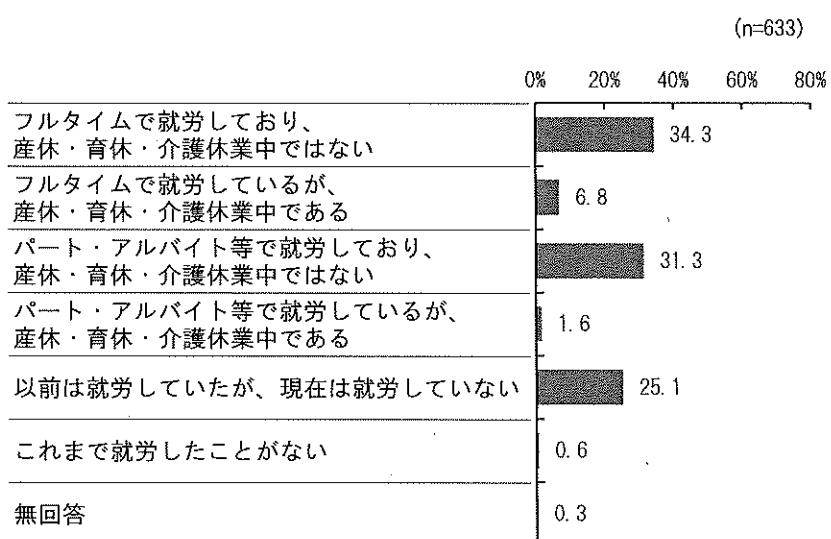
未就学児、就学児の保護者を対象に子育ての状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査を実施しました。

	未就学児調査	就学児童調査
調査対象	市内在住の就学前児童のいる1,000世帯	市内在住の就学児童のいる500世帯
調査方法	郵送配布/郵送回収	
調査期間	平成31年1月7日～平成31年1月21日	
発送数	1,000	500
回収数	639	315
回収率	63.9%	63.0%

(1) 母親の就労状況

未就学児の母親の就労状況を見ると、7割近くが子育て中でありながらも働いている状況にあります。

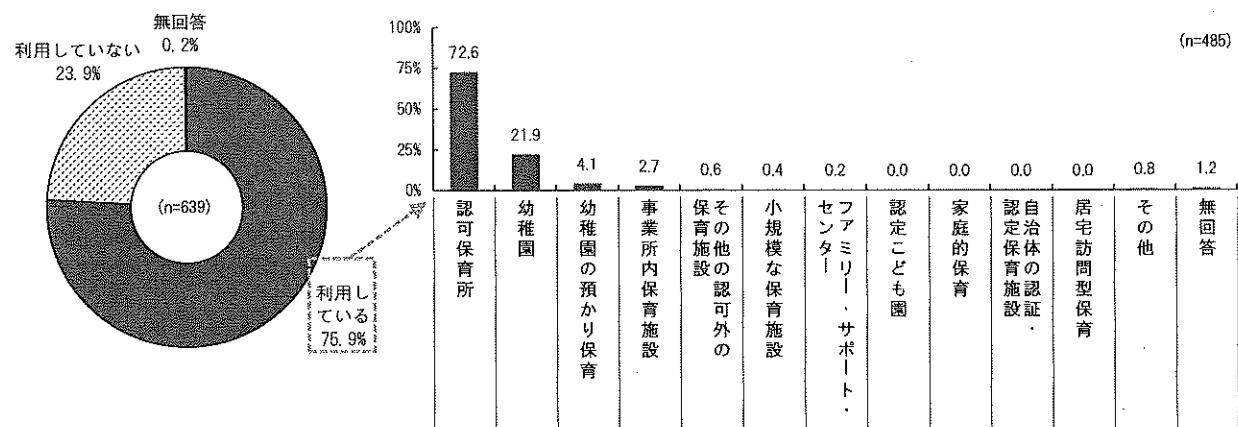
<母親の就労状況>



(2) 利用している教育・保育事業と今後も利用したい教育・保育事業

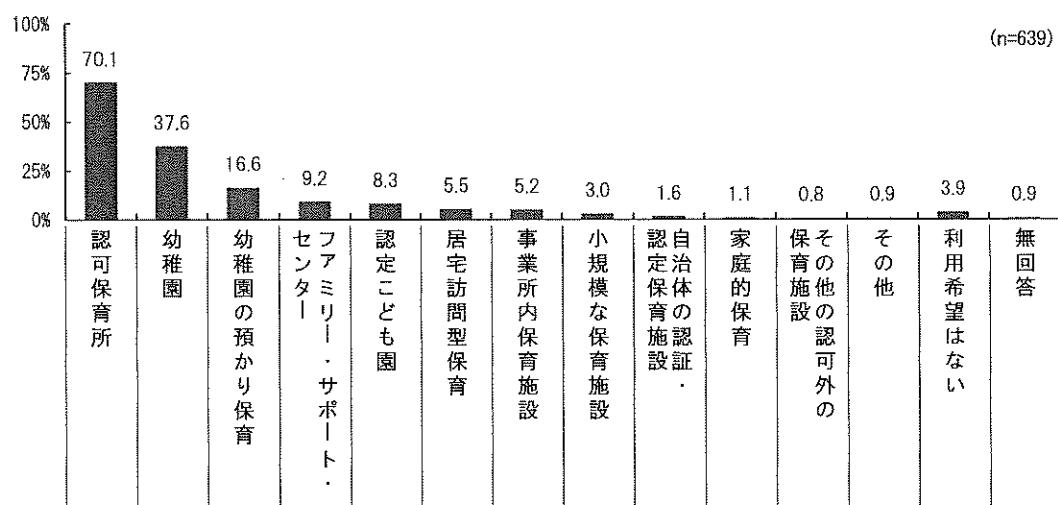
利用している教育・保育事業については、「認可保育園」が最も多く、ついで「幼稚園」となっています。

＜教育保育の利用状況と利用している教育・保育事業＞



今後も利用したい教育・保育事業については、「認可保育園」が最も多く、ついで「幼稚園」「幼稚園の預かり教育」と続いています。

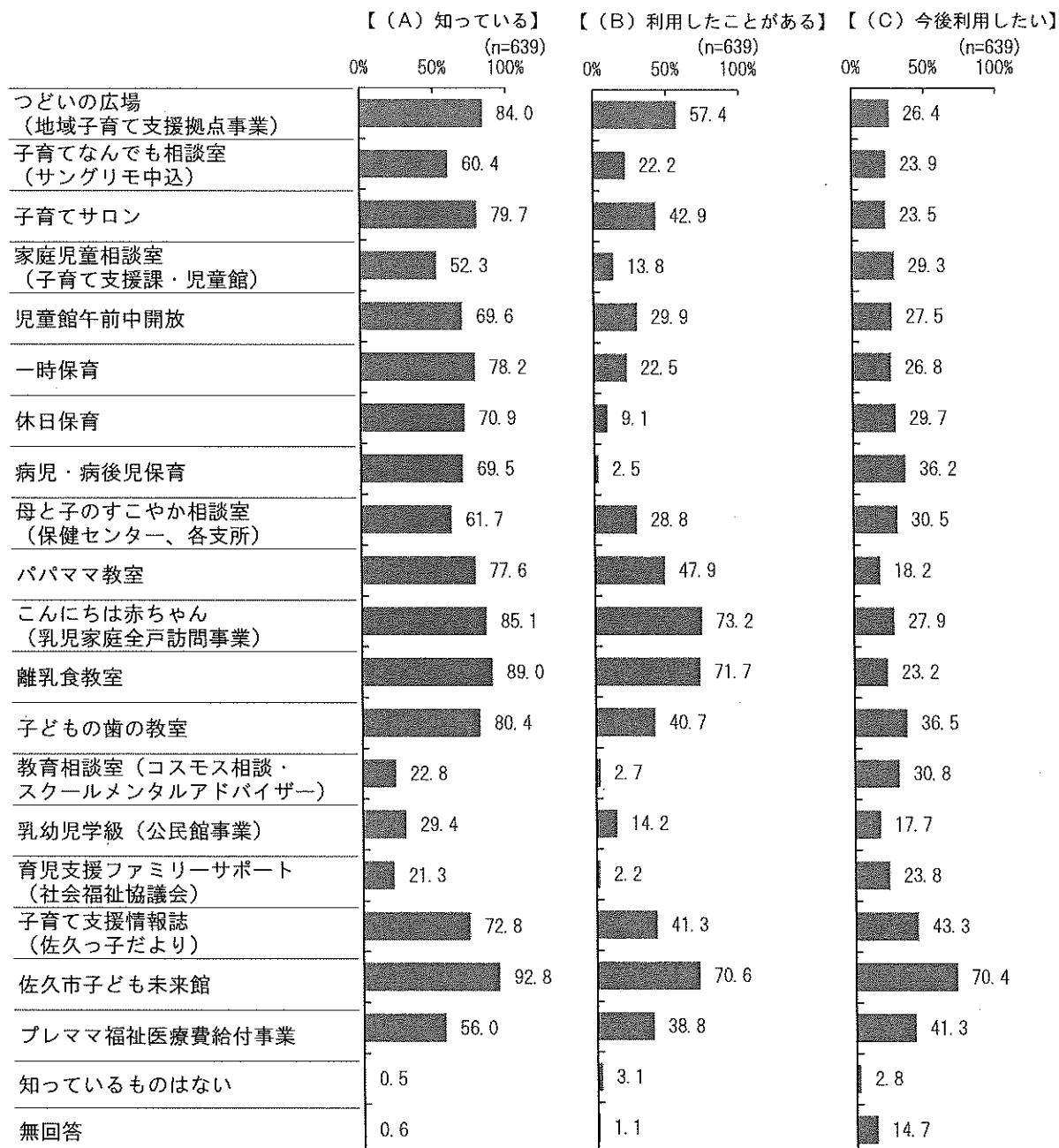
＜今後も利用したい教育・保育事業＞



(3) 知っている／利用したことがある／今後利用したい子育て支援事業

「佐久市子ども未来館」が認知度、今後の利用意向で最も多くなっています。利用状況では、「こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問事業）」が最も多くなっています。

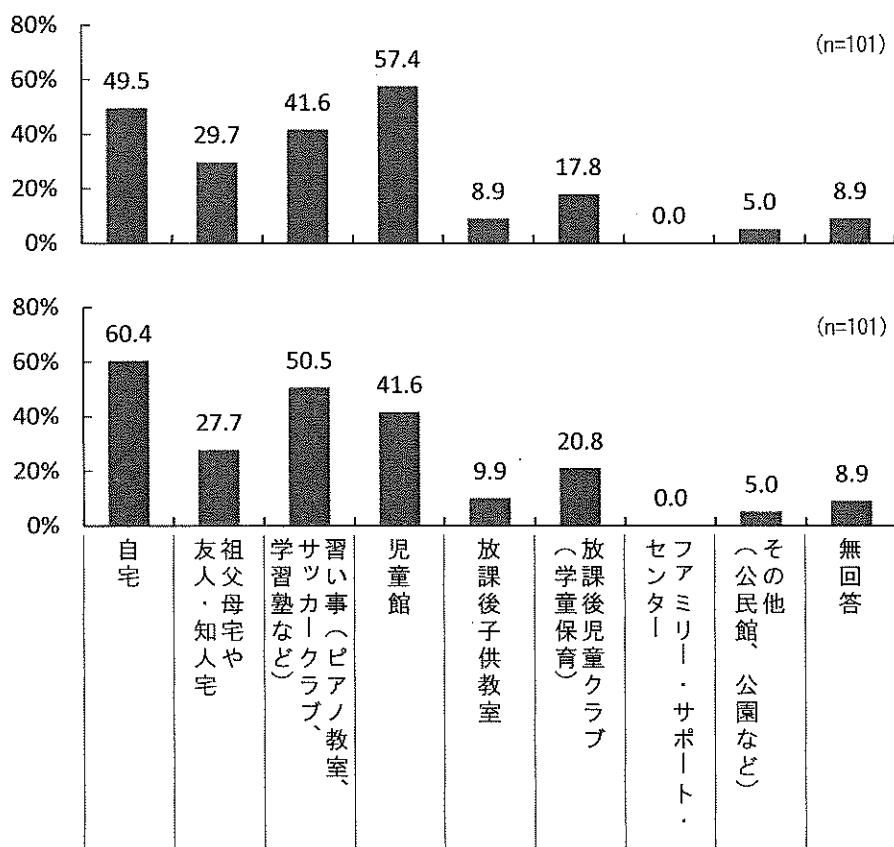
＜子育て支援事業の認知度／利用状況／今後の利用意向＞



(4) 希望する平日の放課後の過ごし方

希望する平日の放課後の過ごし方は、小学校低学年では「児童館」が、小学校高学年では「自宅」がそれぞれ最も多くなっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は20%前後となっています。

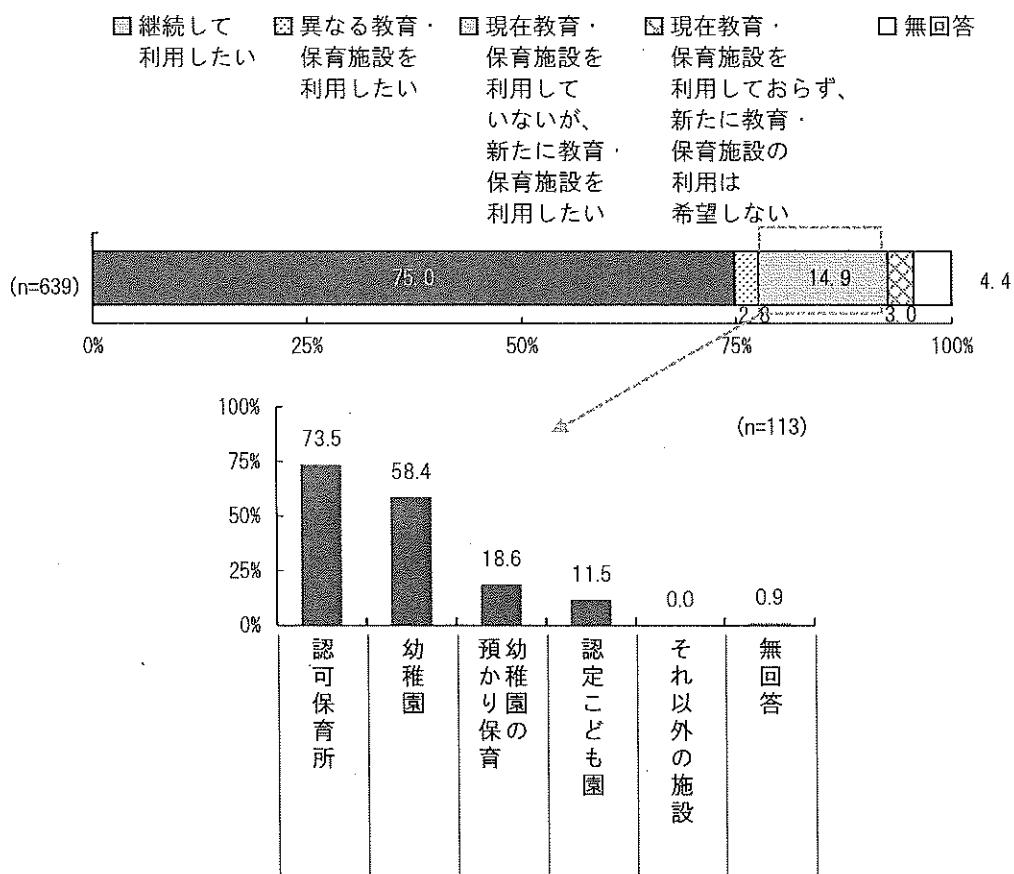
<希望する平日の放課後の過ごし方（上段：小学校低学年／下段：小学校高学年）>



(5) 幼児教育・保育の無償化実施時の教育・保育施設の利用希望

幼児教育・保育の無償化実施時の教育・保育施設の利用希望を見ると、「継続して利用したい」と考えている人が7割以上ですが、一方、新たに施設利用を希望する場合は、「認可保育所」が最も多く、ついで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」となっています。

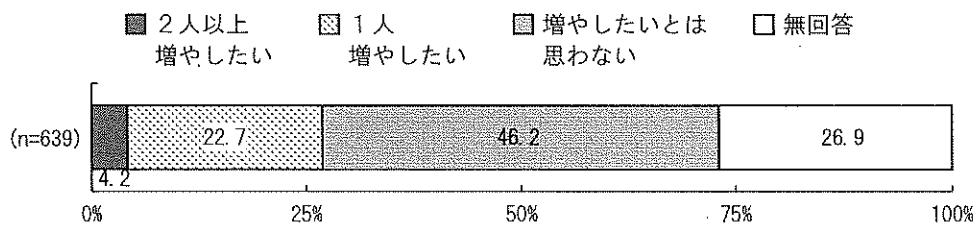
<幼児教育・保育の無償化実施時の教育・保育施設の利用希望>



(6) 幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向

幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向を見ると、約半数が「増やしたいとは思わない」と考えています。

<幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向>

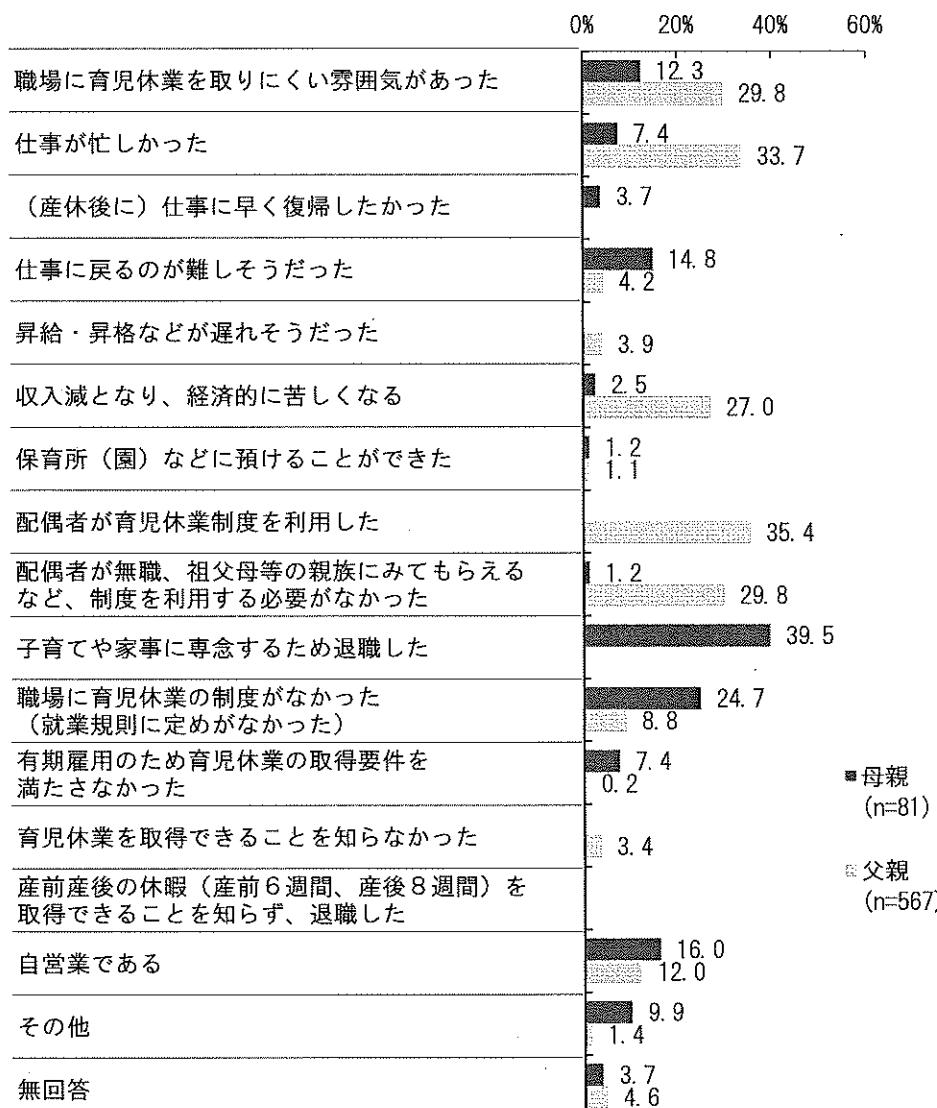
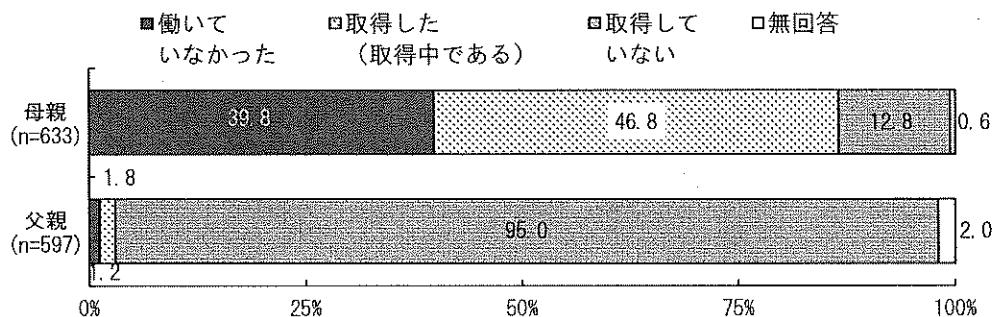


(7) 子どもの出生時の育児休業の取得状況

子どもの出生時の育児休業の取得状況を見ると、母親では「取得した（取得中である）」が、父親では「取得していない」がそれぞれ最も多くなっています。

育児休業を取得していない理由を見ると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」がそれぞれ最も多くなっています。

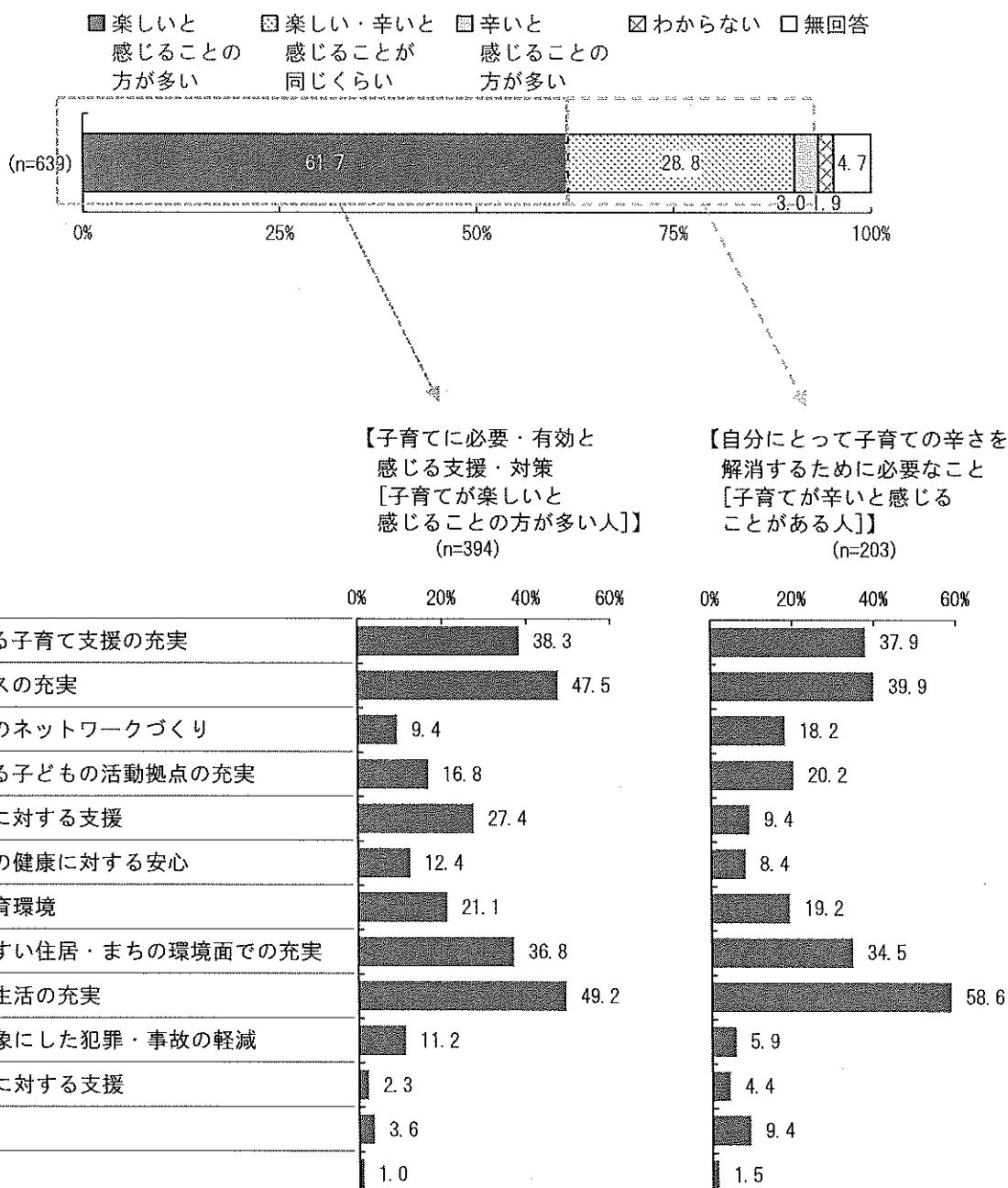
<子どもの出生時の育児休業の取得状況と取得していない理由>



(8) 子育ての楽しさ

子育てを楽しいと感じるかを見ると、「楽しいと感じることの方が多い」が6割以上ですが、一方、「楽しい・辛いと感じることが同じくらい」が約3割となっています。それぞれに必要な施策や必要なことを見ると、「仕事と家庭生活の充実」「保育サービスの充実」「地域における子育て支援の充実」が上位に挙げられています。

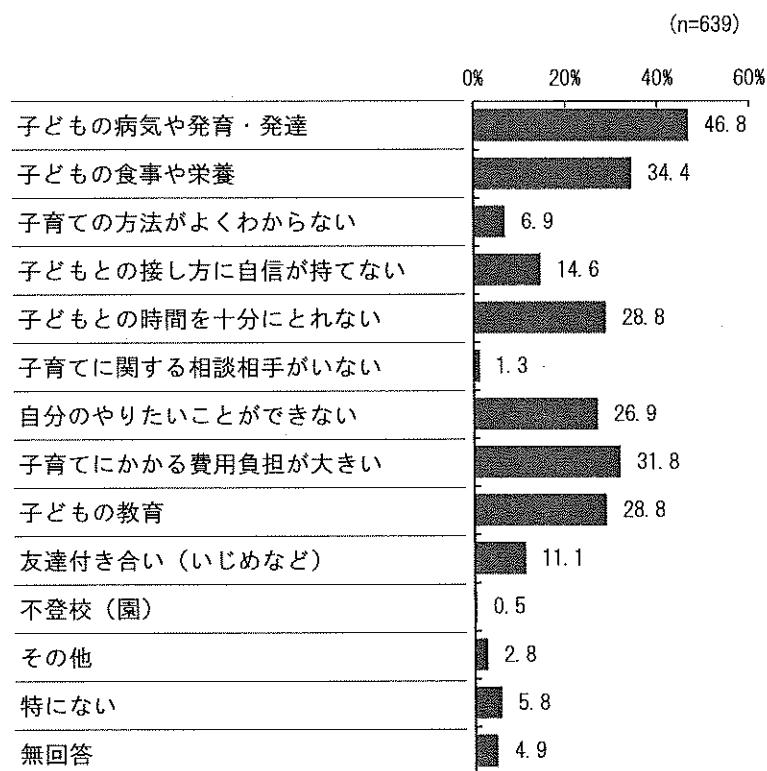
＜子育ての楽しさ＞



(9) 子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていること

子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていることを見ると、「子どもの病気や発育・発達」が最も多くなっています。続いて「子どもの食事や栄養」「子育てにかかる費用負担が大きい」となっています。

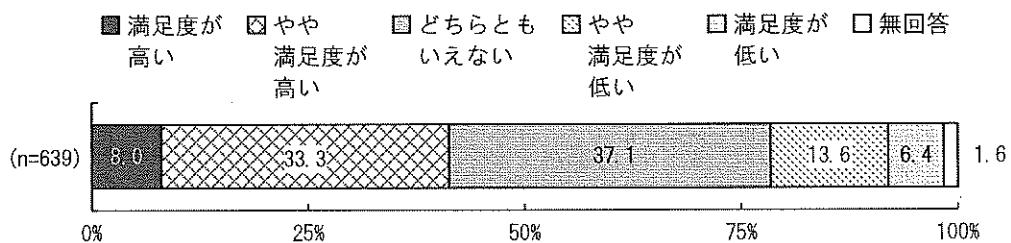
<子育てについて、日頃悩んでいることや不安に思っていること>



(10) 佐久市の子育て環境や支援への満足度

佐久市の子育て環境や支援への満足度を見ると、「満足している」人は4割程度となっています。

<佐久市の子育て環境や支援への満足度>



3 子ども・子育てにかかる課題

(1) 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

- ◆ 幼児期の教育・保育の需要を見ると、出生数は減少傾向にあるものの入所児童数が増加傾向であることに加え、無償化がスタートすることもあり、潜在的なニーズも含め、今後さらに増加していくことが予想されます。
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業の第一期の実績値を見ると、多くの事業において計画値を上回る利用状況となっています。今後もさらに幼児教育・保育の需要が増加していくことが予想されます。

(2) 多様な子育て支援サービス

- ◆ 「新・放課後子ども総合プラン」において受け皿として掲げている放課後児童クラブの利用意向は2割ほどとなっていますが、第一期の実績値においては計画値を上回る利用状況となっています。今後も子どもたちの居場所が提供できるよう、事業者とともに連携を図る必要があります。
- ◆ 子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていることについては、子育てにかかる費用負担を軽減することも求められています。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしますが、ニーズ調査では、幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向は「増やしたいと思わない」が約半数となっており、現時点での少子化対策として有効な一手と感じられていない状況にあることがうかがわれます。今後も継続して、子育て家庭への効果的な経済的支援のあり方等を検討し、各種施策を充実する必要があります。

(3) 子どもと子育て家庭の健康づくり

- ◆ 子育てが楽しいと感じることが多い人では、「保育サービスの充実」や「妊娠・出産に対する支援」が、子育てが辛いと感じることがある人では「仕事と家庭生活の充実」「子育て支援のネットワークづくり」が、それぞれと比較すると多くなっています。子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていることについては、子どもの健康面での不安を解消する施策が求められています。
- ◆ 子どもの健やかな育ちのために、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。また、健診や訪問を通じて、子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスにつなげ、切れ目のない支援をすることが必要となります。

(4) 仕事と子育ての両立支援

- ◆ ニーズ調査からは、7割近くが子育てをしながら働いている現状にあることが分かりました。女性の就業状況を見ると、子育て世代とされる30～39歳では3/4以上が就業しており、「M字カーブ」※は改善されている状況にあると言えます。しかしながら、育児休業の取得状況を見ると、取得できたのは女性のみで（約半数）、男性ではほとんど取得していない状況にあります。
- ◆ 共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育ての両立が課題となっていますが、ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、働き方の見直しや雇用環境の整備・改善をし、仕事と子育てを両立しやすい就労環境づくりを推進することが必要となります。

(5) 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

- ◆ 核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等により、子育てに対する心理的・経済的な負担を感じる保護者が一定数います。また、児童虐待受理事件数や相談受付件数は減少傾向にありますが、その発生予防及び早期発見・早期対応のため、関係機関との更なる連携・強化を図っていく必要があります。
- ◆ 児童扶養手当認定者等の推移を見ると、平成28年度以降は減少傾向にありますが、ひとり親の育児・家事への負担は依然としてあります。子どもの健やかな育ちのためには、各種手当や相談体制を整備し、ひとり親家庭にかかる負担・不安を軽減することが必要です。また、経済的に自立し、生活の安定と向上を図るため、就労等に関する支援も必要です。
- ◆ 障がい児や虐待につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して、配慮のある支援を行う必要があります。

ここで挙げられた課題を解決し、佐久市の子育て環境や支援への満足度を高めることで、本計画の基本理念である「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」の実現を目指していきます。

※ M字カーブ 日本における女性の年齢階級別労働率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、第一期計画における基本理念「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」を継承し、「安心して子どもを生み、育てられる子育て支援」の充実により、自然に恵まれた佐久の風土を生かし、親も子も生き生きと生活ができる環境づくりと安心・安全な子育てができるまちづくりを目指し、「ひとの絆・まちの絆」を大切にした子育て支援を推進していきます。

2 基本目標

本計画では、前章で掲げた現状と課題を踏まえ第一期計画を継承し、5つの目標を掲げ、目標を達成するための施策を展開します。各施策については国の基本指針や法改正などの変化を踏まえて検討します。

基本目標① 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育の量や良質な施設・設備等の確保に加えて、専門性の向上を図り、発達段階に応じた教育・保育の質を確保していきます。

基本目標② 多様な子育て支援サービス

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭とその子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、子どもを安心して育てることができる環境を整備します。

基本目標③ 子どもと子育て家庭の健康づくり

妊娠婦の健康管理、産前・産後の心身のケア、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制を提供し、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援を実施します。

基本目標④ 仕事と子育ての両立支援

男女の固定的なこれまでの役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、全ての企業において、ワーク・ライフ・バランスが実現できる制度や環境の整備とその利用を促進し、仕事と生活の調和を支援します。

基本目標⑤ 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

全ての子どもや子育て家庭に対して、様々な法律に基づく給付を適確に実施し、障がい児の自立と社会参加の促進、ひとり親家庭の家庭生活の安定と向上を支援します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
安心して子どもを生み、育てることができるものらしい都市づくり	1. 妊娠期の教育・保育等の質の確保と向上	教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備 教育・保育の一体的提供・推進
	2. お子様が安心して成長する環境づくり	教育・保育の質の向上 子どもの居場所づくり
	3. お子様と母子の生活の安心つくり	子育て相談・情報提供 経済的支援
	4. お子様とお母さんの安心の生涯支援	地域の子育て力向上のための支援 母子保健の推進
	5. お子様の安全なまちづくり	小児医療等の提供 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
	6. お子様の安全なまちづくりと地域への貢献	仕事と子育ての両立のための基盤整備 児童虐待防止対策
	7. お子様の安全なまちづくりと地域への貢献	ひとり親家庭等の自立支援 障がい児支援

第4章 施策の展開

第一期計画における施策体系を継承し、各施策については国の基本指針や法改正などの変化を踏まえて検討します。

基本施策1－1 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備

産前・産後休業及び育児休業中の保護者が円滑に様々な事業を利用できる環境を整備し、様々な機会を通じて幼児期の教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。

また、私立幼稚園の施設整備や運営に対して支援を実施し、財政状況や国・県の動向を総合的に勘案し、保育料の軽減策を検討するなど、教育環境の整備を目指します。

施設の統合や民間活力の導入を検討するとともに、施設の改築や設備の充実など、保育環境の整備を推進します。

乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、ニーズに応じた保育内容の充実を図るとともに、保育士の確保に努めます。

【将来のビジョン】教育・保育施設、地域型保育事業等で提供される教育・保育により、子どもたちの健やかな心身の発達が促されている。

基本施策1－2 教育・保育の一体的提供・推進

小学校への接続を見通した連携体制の強化など、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けた取組を推進します。

また、認定こども園の設置検討を促進するための情報提供を行うなど、認定こども園の普及を総合的に促進します。

【将来のビジョン】一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・養育支援により、次代を担う子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長している。

基本施策1－3 教育・保育の質の向上

幼稚園・保育施設及び地域型保育事業と小学校等との連携のための取組の推進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による職員の資質向上、待遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに事業者等に対する適切な指導監督、評価等を通じて、質の高い教育・保育を提供していきます。

【将来のビジョン】質の高い教育・保育が提供され、地域、家庭、幼稚園、保育所、小学校などの関係機関との連携強化により、全ての子どもが健やかに成長し、

障がい児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できている。

基本施策2－1 子どもの居場所づくり

個別の需要の変化等も踏まえ、放課後児童対策だけでなく、児童館を主体とした子どもの居場所づくりを推進し、児童の健全育成を図ります。

また、子どもの居場所づくりのため、食事の提供や学習支援について、関係団体とも連携しながら実施を検討します。

【将来のビジョン】全ての子どもが安全に安心して活動することができる。

基本施策2－2 子育て相談・情報提供

情報提供体制・利用者支援体制などを整え、相談による支援体制の充実を図るとともに、子どもが不安や悩みを解決できるよう、チャイルドラインを支援するなど、保護者の育児不安を解消するため、相談体制の充実を図ります。

【将来のビジョン】子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を適切に選択・利用でき、家庭や地域の中で孤立することがない。

基本施策2－3 経済的支援

子育て家庭に対して法定給付を適切に実施するとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、任意予防接種に対する接種費用の助成をはじめとする各種施策や効果的な市単独事業のあり方を検討します。

また、妊産婦に対する経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の支給を引き続き実施します。

【将来のビジョン】経済環境の変化とともに増大しつつある保育料や医療費などにかかる経済的負担感が軽減されている。

基本施策2－4 地域の子育て力向上のための支援

地域における世代間の交流や見守り活動の推進、地域の子育て支援関係機関のネットワークの構築により、子育てを支援する地域社会づくりを進めます。

また、地域子育て支援拠点施設をはじめ、地域の身近な場所において、子育て親子同士等の交流機会を提供するとともに、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の実施と、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

多様化するニーズに対応するため、子育てサロンやつどいの広場などの子育て支援事業を推進するとともに、多くの方が参加できるよう、広報活動の強化を図ります。

【将来のビジョン】子育て家庭を取り巻く全ての人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みが構築され、子どもが健やかに成長する。

基本施策 3－1 母子保健の推進

母子保健事業では、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うことで、核家族化、少子化、女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化の影響の軽減に努めます。

また、妊娠期の不安解消など、安心して出産できる環境を整備するとともに、乳幼児の健やかな成長のため、健康診査と診査後のフォロー教室・相談体制の充実、予防接種の必要性や効果などの啓発を図り、適切な接種を推進します。

【将来のビジョン】母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる人が増え、地域の結びつきが強まり、孤立せず安心して出産・育児ができる環境が整備されている。

基本施策 3－2 小児医療等の提供

体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられるよう、整備した各施設により適切なサービスを提供します。

【将来のビジョン】安心して子どもを生み育てることができる小児医療体制が構築されている。

基本施策 4－1 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

労働者、事業主、保護者等に対し、労働時間の弾力的な運用や、育児休業制度等の利用促進など、働き方の見直しへの意識高揚に向けた啓発・広報に努めます。

また、事業主に対しては、雇用や労働に関する法律、各種制度の周知及びその活用に向けた広報・啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取組に対し、支援・評価する仕組みづくりの構築を推進します。

【将来のビジョン】男女ともに子育てと仕事を両立でき、健康で豊かな生活が送られている。また、父親、母親ともに職業生活優先の意識や男女の固定的な役割分担意識を改め、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる。

基本施策4－2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、潜在的なニーズを含めた保育及び児童の放課後対策を行い、多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

【将来のビジョン】多様な働き方に対応するきめ細かな子育て支援が行われ、仕事と子育ての両立ができている。

基本施策5－1 児童虐待防止対策

母子保健事業や地域子育て支援事業、相談事業の実施等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携し、啓発の強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会における取組を強化します。

【将来のビジョン】全ての子どもが健やかに成長する社会が実現し、児童虐待等に適切に対応できている。

基本施策5－2 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等に対しては、母子・父子自立支援員、就業支援員、子ども特別対策推進員などによる各種相談体制や日常生活支援の充実することにより、相談・情報提供機能、子育て・生活支援策、就業支援策及び経済的支援策などにより総合的な自立支援を推進します。

【将来のビジョン】ひとり親家庭等への様々な支援が推進され、自立した生活を送っている。

基本施策5－3 障がい児支援

在宅支援や就学支援を含めた教育支援の提供等の総合的な取組を推進し、保健・福祉・医療・教育分野等の関係機関との連携を図りながら、年齢や障がいの特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。

また、佐久市療育センター等による支援を強化するとともに、教育・保育施設等における受入れ体制を整えます。

さらに、関係機関との連携により、障がいの早期発見、早期支援とともに、重症心身障がい児やその家族の生活を支援するためのネットワークづくりを推進し、発達に課題がある児童に対する正しい理解を広めるとともに、親子療育支援を推進します。

【将来のビジョン】障がい児等の特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活できている。

第5章 教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために定めるものです。

本市では、第一期から継続して、子ども・子育て支援法の基本指針に基づく教育・保育提供区域を7行政ブロックに設定し、この教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の提供する量の見込みと確保方策を設定します。

ただし、個人のニーズに応じ、広域的に利用ができるように、市全体を一区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します。

教育・保育事業		地域子ども・子育て支援事業	
事業名	区域	事業名	区域
1号認定	市全域	放課後児童健全育成事業	市全域
2号認定（幼稚園部分）	市全域	時間外保育事業	7区域
2号認定（保育所部分）	7区域	一時預かり事業（在園児対象型）	市全域
3号認定	7区域	一時預かり事業（在園児対象型以外）	市全域
		病児・病後児保育事業	市全域
		ファミリー・サポート事業	市全域
		ショートステイ事業	市全域
		地域子育て支援拠点事業	市全域
		利用者支援事業	市全域
		乳児家庭全戸訪問事業	市全域
		養育支援訪問事業	市全域
		妊婦健康診査事業	市全域

【本市における教育・保育提供区域】



2 量の見込みと確保の方策

1 教育・保育等の質の確保及び向上

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業等で提供される教育・保育が、子どもの健やかな心身の発達を促す重要なものであることを踏まえ、教育・保育の量や良質な施設整備等の確保を行っていきます。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できる環境整備に努めます。

2 多様な子育て支援サービス

日常生活の中において、就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。特に、満3歳未満児の子どもを持つ子育て家庭や養育支援が必要な家庭等に対するきめ細かな支援は、子育て家庭の不安の解消や虐待防止にもつながります。

また、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うためには、その中核を担う教育・保育施設等の充実に加え、地域における質の高い子ども・子育て支援機能の維持・確保が必要となります。

3 子どもと子育て家庭の健康づくり

核家族化や少子化が進み、地域とのつながりや絆の希薄化が問題となっており、母親が出産や育児に関する不安などを気軽に相談できる人が少なくなっています。

女性の社会進出等、母子を取り巻く社会環境の変化などによる母親の孤立が産後うつ、子どもの虐待などにつながる可能性もあることから、早期発見・早期対応が必要となります。

第6章 子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策法の改正を受けて市町村に対しても、計画策定の努力義務が課せられました。本市におきましては、子ども・子育て支援事業計画との一体的に策定し、生活が困難な家庭に対しての支援を充実させていきます。

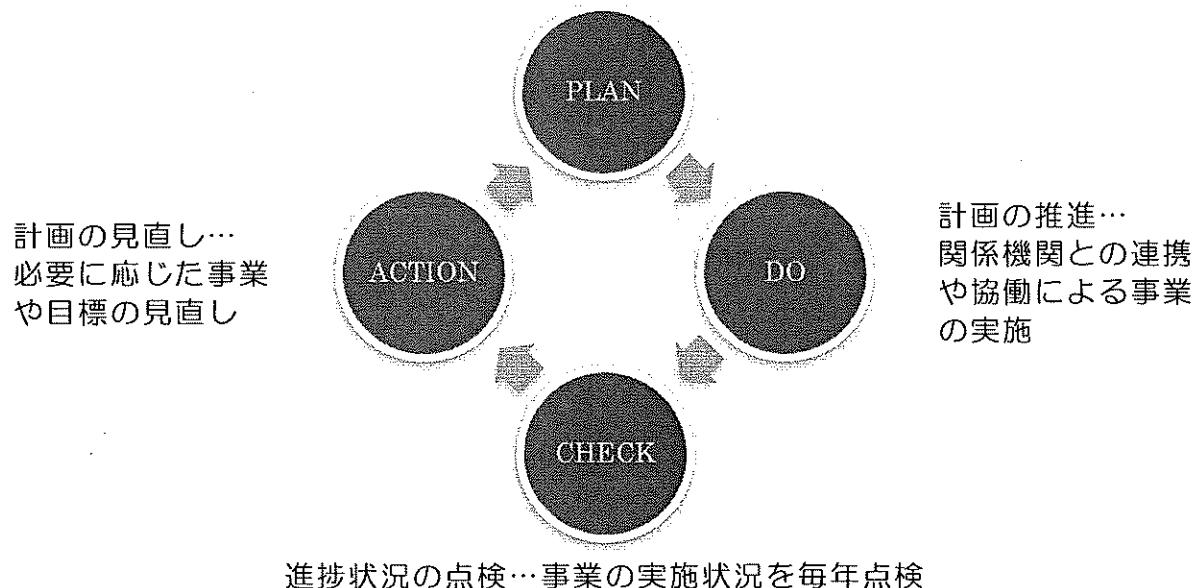
第7章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、「佐久市保健福祉審議会」、「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会」及び「佐久市子ども・子育て支援専門委員会」において、P D C A サイクルに基づき実施事業の進捗状況を定期的に点検・評価し、進捗管理を行うものとします。

また、見直しが必要と考えられる場合などには計画の見直しを行います。

計画の策定…審議等を踏まえた計画の策定、目標の設定



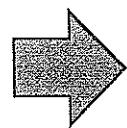
2 計画の推進体制

- (1) 庁内の推進体制
- (2) 計画内容の周知徹底
- (3) 地域社会全体の協働による推進
- (4) 国・県などとの連携

小規模保育事業所の整備について

○整備の背景

- ・3歳未満児の保育園への入所者の急増
- ・浅間地区の保育園への入所希望の集中
- ・現状の施設での対応は難しい
- ・今後も未満児の入所希望は増加傾向と予想される



早急な3歳未満児の受け入れ策が必要

小規模保育事業所により入所希望に対応

○小規模保育事業所 ~ 3歳未満児専門の保育施設 ~

対象児童 0歳~2歳

施設定員 6人~19人 (19人を予定)

◆児童福祉法 ~抜粋~

第6条の3第10項

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

◆佐久市子ども・子育て支援事業計画 ~抜粋~

保育所の統合、幼稚園の認定こども園への移行、地域型保育事業の参入、保育所の入所定員の適正化により量の見込みを確保するとともに、今後も利用希望者の動向に注視しつつ、年度途中の入所希望者も含めた提供体制の確保を図ります。

○実施財源

保育所等整備交付金を活用

負担割合 国 : 1/2 市 : 1/4 事業者 : 1/4

○開所予定 令和2年4月1日(予定)

小規模保育事業所の整備について

小規模保育事業所：0～2歳児を保育の対象とする定員6人～19人の認可事業所

小規模保育事業所①

名 称
岩村田北保育園分園(仮)

所在地
佐久市岩村田3150-1(仮)
(旧岩村田保育園跡地)

定 員
19人(0歳児～2歳児)

設置運営主体
社会福祉法人いづみ会
岩村田北保育園

建物概要
木造平屋建て 約160m²



小規模保育事業所②

名 称
岸野保育園分園(仮)

所在地
佐久市根々井197-1(仮)
(旧市営住宅根々井団地跡地)

定 員
19人(0歳児～2歳児)

設置運営主体
社会福祉法人双縁会
岸野保育園

建物概要
木造平屋建て 約160m²



整備スケジュール

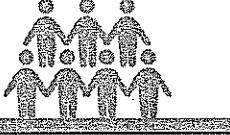
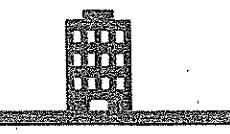
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
		設計			建設工事・準備				開園		

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとっています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業 	事業主体 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 6～19人
家庭的 保育事業 	事業主体 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 1～5人
事業所内 保育事業 	事業主体 事業主等 保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋ 地域の保育を必要とする子ども（地域枠）
居宅訪問型 保育事業 	事業主体 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型：中間型** **C型：家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型**

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としていますが、同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業 	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児： 1人当たり3.3m ² 2歳児： 1人当たり1.98m ²	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。	0～2歳児： 1人当たり3.3m ²	
	C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児： 1人当たり3.3m ²	
家庭的 保育事業 	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児： 1人当たり3.3m ²	
事業所内 保育事業 	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型 保育事業 	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65m ² ほふく室:1人当たり3.3m ² 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98m ²	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	--	---

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。